公開用

平成１６年度第３回和光市文化財保護委員会会議要録

日　時　　平成１７年1月１９日（水）午後１：３０～２：３０

場　所　　和光市役所　６階　６０３会議室

出席者　　委員　〈委員長〉石山利和　〈副委員長〉鈴木辰彦

川俣作子、副島元子、栁下稔、冨岡幸男　　６名出席

（欠席者　山田利久、新坂信昭、田中明）

教育長　今城功　　部長　河本賢一

事務局　生涯学習課　榎本俊明、星野裕司、星野秀夫、鈴木一郎、山本龍

傍聴者　　なし

――

委員長の挨拶

教育長の挨拶

次第に沿って進める

事務局　　議事１「文化財保護条例改正について」これについて説明させていただきます。

（１）　保護対象の拡大　　（別紙　資料に基づき説明）

（２）　保護手法の多様化　　（別紙　資料に基づき説明）

今回、市の条例としましては最初ご説明した「民俗技術」を中心に内容を検討していくことを考えております。予定では３月の定例議会に内容の一部をかけまして、新しい文化財保護法の改正を施行していくことで考えております。

委員長　　文化財保護条例の改正についての、いわゆる案的なものをお願いする訳でございますが執行権の侵害にならない程度で、質問あるいは意見交換をしていただいて参考にしていただくという程度でよろしいのではないでしょうか。

副委員長　　口頭で伺ってもどこまで審議できる内容なのかなどわからないのですが・・・。

委員長　　事務局の方でご説明をお願いします。

事務局　　今担当の方から説明があったのですがこれにつきましては、３月の議会に議案として出して、議決をしていただきます。その後平成１７年度の第１回文化財保護委員会には文章を提示できると、考えております。

A 委員　　趣旨は伺いましたのでよろしいですが、どんなふうに変わったかという事を実際

に知らないで議会にあがるのでしょうか。

事務局　　変わった点だけ説明をさせていただきます。
「民俗技術」という文言が新たに入るということであります。

委員長　　いかがでしょうか。

A 委員　　加える事によって保護対象が増えるのが分かりました。
もう１点保護手法の多様化という事で登録制度の拡充ということも１つのポイントにあがっておりますが、そこの所についてどのように拡大、拡充していくのかでしょうか。

事務局　　他市の市町村の場合は、今委員さんに言われた点につきましてはほとんど入れていない状況でございます。

委員長　　そうしますと条例改正については準則のようなものがありまして、それに乗っ取って出来ていくというようなことによって、出来るのだという理解でいいのかどうか。確かに和光市独自の他の市町村でないものがあれば是非とも拡充していく必要があると思います。見た所、拡充性もないかなという気もするのですが。いずれにいたしましても案文の中では、運用次第によっては対応できるというようなことも考えられますのでこれでいいのかと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

A 委員　　条例の中になるべく保護対象を拡大、拡充ということを入れていただく方が、和光市の事を考えた時に柔軟性が増すように思います。

事務局　　それでは意見をお聞きして検討させていただくということでよろしいでしょうか。

委員長　　いかがでしょうか。ないようでしたら次に進ませてもらいます。
議事２「古民家復元について」（１）古民家復元経過報告（２）古民家復元基本計画　これを一括して説明をお願いいたします。

事務局　　それでは「古民家復元について」説明させていただきます。
（１）「古民家復元経過報告」　（別紙　写真を見ながら説明）
今現在の「古民家復元経過報告」ということでは以上です。

委員長　　経過報告の方については了解ということでよろしいですか。それでは基本計画についてよろしくお願いします。

事務局　　それでは「古民家復元基本計画」についてご説明したいと思います。
まずお手持ちの資料をご覧ください。これらの基本計画という、前回第２回文化財保護委員会の中で委員さんの方から基本方針を考えた方が良いのではないかというご意見を伺いましたので、事務局の方で検討いたしました。実際、古民家を建築するにあたって今後の建築後保存、管理、運営の計画もございますし、防災や防犯対策も作らなければならない。又活用に関しても細かく活用計画の施設の整備の計画もどのような整備をしていったら良いかということで、今回基本計画という形で皆様にお知らせしました。２０日間ぐらいの期間をおいて２月１０日頃までに委員の皆様からご意見をお伺いしまして、次回の第４回の時にご承認をいただければというような段取りで考えておりますのでよろしくお願いします。それでは順を追って簡単にご説明させていただきます。
（２）「古民家復元基本計画について」　　（別紙　資料に基づき説明）
それから図面について申し上げますが、復元の平面図は平成１５年８月に大河先生の調査・報告会がございました時に解体前の平面図と復元平面図ということで、大学教授の書いた所のものをこのまま介在というふうに思っております。
２枚目ですが、住宅の平面図ということで配置図です。
それから３枚目ですが、西側の立面図です。これは母屋の平面図になります。
最後５枚は正面の立面図ということで、こちらの方の設計図を基本計画の中に差しこんでいきたいと思っています。以上です。

委員長　　これを持ち返り各自検討していただく訳ですが今のところで何かありますか。

B 委員　　消防団の連携ですが、地域的にいうと今は住居表示で下新倉になったので３分団ではないでしょうか。

事務局　　これは和光の消防署に確認した所、こちらの方の管轄は２分団というふうに確認したのですが。

事務局　　再度確認してみます。

副委員長　　現在、部材の状態で指定してあるのでこの書き方ですと建造物として指定されて

いるように読めるのですが。

事務局　　指定書の方には有形文化財、建造物、旧冨岡家住宅という形になっておりまして、その後ろに（部材）と入っているのが現在の指定書の状況です。指定書の書類としては建造物であって、仮定で（部材）という形になっております。

A 委員　　出来あがると（部材）は取れるのですか。

事務局　　取れるという形で指定書には書いております。後は建築確認時もまだ建ってはいないのですが。建造物としての適用除外という指定を受けておりますので、申請する建築確認の書類の中でも既存住宅という形で書類が進んでおります。現在まだ建っておりませんが、図面上ではそこに適用除外の建物として認知されているという形で進んでおります。

A 委員　　基本計画の中で修復時の藁屋根の履き替えなどのようなことについて、予算措置をすることを加えるといいのではないかと思います。

事務局　　検討させていただきます。

C 委員　　１３ページの耐震対策にどの程度の耐震性があるのか書いてないようですが。

事務局　　これにつきましては業者と打ち合わせて、ある程度の数字が出せるようならばこの中に入れていきたいと考えております。

委員長　　他に何かありますか。

A 委員　　これは基本計画ですがさらに詳しいものは出るのでしょうか。

事務局　　今後のことも考え活用計画、防犯計画、防災計画も含めたものを具体的に復元させて保存、整備ということも含め明文化しました。設計の段階から文化財保護委員さんの答申を踏まえ、事務局として検討をさせていただいたものを生かしてはおりました。

A 委員　　この図案の中の「放水銃」という所から出ている線はなんなんですか。お教え下さい。

事務局　　何処まで「放水銃」の水が飛ぶかという形でのラインです。コピーが薄いですがそれから右へ左へ扇形様に振れるわけです。

事務局　　この図には入っていませんが屋根にはドレンチャーというのが設置されていまして、いわゆるスプリンクラーのような形ですが、スプリンクラーと違い他から火の粉が飛んでくるのを防ぐというものです。

B 委員　　消火栓は敷地にあるのでしょうか。

事務局　　はい、消火栓は西側の市の道路の所、駐車場のすぐ目の前に消火栓がありまして万が一の場合はそこから取るという形になっております。後は消防の方に相談しましてこういう施設には消火栓が必要という形なんですけれど、消火栓の範囲の中ですぐ目の前にある距離の中でも、その消火栓で対応出来るという返事をいただいております。

A 委員　　囲炉裏や釜戸はどこにあるのでしょうか。

事務局　　釜戸の方は設計の方と相談いたしまして設置しました。実際には冨岡家の方は解体されており他の民家の場合は復元する時には解体した時に現在あった釜戸の位置だとか、床下を調査してここに何回か釜戸の造り替えがあったということを基にするんですが、そこまでは調査が及んでいませんでしたので一応、通常ある形で解体前にもあったような位置に復元予定をしております。設計の方には頼んで釜戸の平面、図面というのも出来ております。位置に関しては 1 回検討があったのでこの図には示されていないという形になっております。

委員長　　基本計画の案につきましては 2 月 10 日頃までに何かあれば連絡をしてもらうという事ですのでお願いします。
それでは次に移ります。
議事３「その他」

事務局　　「その他」という事で、前々回の会議の時に板碑の資料をお配りしたと思いますが、傷みの方はチェックしている最中でございまして進んでおります。それぞれの段取りが済み次第、正式の形の諮問やそういう形の話をお願いすると思います。又前回の古文書ですけれど委員さんにお願いしたのですが、何か新たな意見、発見等

ありました参考にお聞きしたいと思います。事務局の方も調査を進めたいと考えております。

それから 2 月 10 日までに委員さんの皆様から基本計画についてご意見をお伺いして、2 月 28 日に第 4 回文化財保護委員会を開催して復元計画につきましてご承認をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。場所は６０２会議室でこちらの隣になります。時間は１時３０分からになりますのでよろしくお願いします。以上です。

委員長　　委員さんの方から何かありますか。

事務局　　すみませんがもう１つございまして古民家に関する事なのですが、３月１２日に中央公民館の会議室におきまして古民家活用ワークショップ、市民の意見交換会を開きます。広く市民の皆様から古民家をいかに市民参加で盛り上げていただくかという内容を計画しております。広報わこう２月号に載せる予定です。参加者はどなたでも結構ですので募集し市民の皆さん、地域の皆さんから活用方法についていろんな意見を聞いて、それらをなるべく生かしていく形で、古民家は市民の皆様のものなんだということを持っていただきたいと思います。委員の皆様の方からもご協力いただく予定ですので、お声を掛けますのでご参加よろしくお願いします。

１７年度は今の所、案でありますが市民学芸員の養成講座というものを計画しておりまして６月頃から予定しております。市民の皆様が古民家でいろんな企画をつくっていただく。そういう企画力を養うというか講座を運営していただくための知識ですとか、運営方法ですとか、そういうものを全部で１５回の予定を組んでおります。よろしくお願いします。

委員長　　意見交換は良い計画だと思います。是非委員さんも意識していただいて一般市民がどのように考えているのか、市民の発言を主に聞いて委員会の方に反映させていくというような取り組み方はいかがかなと思います。

委員さんの方で何かなければこれで会議を閉会いたします。いかがでしょうか。

ないようでしたら、これで文化財保護委員会を閉会させていただきます。